

II 資料紹介 II

改正税法のすべて 昭和二年 I

井 上 一 郎

(租税資料室
研究調査員)

はじめに	六一三
一 民主化への足どり	六一四
二 神社、神宮等の宗教法人化と税制との関係	六一七
三 波瀾万丈の幕明け	六一八
四 インフレと物価の凍結による租税負担の調整措置としての緊急税制改正	六二五
五 新価格体系の改定等に伴う税法改正の解説	六二八
新価格体系の改定等に伴う税法改正に就いて 前尾繁三郎稿	六二九
六 昭和二十一年三月中の税法等改正	六五二
あとがき	六五三
法制資料	六五五

はじめに

昭和二〇年（一九四五）年の税法改正については、本誌一八・一九号の二号にわたって掲載しておいた。昭和二〇年は再度述べるようであるが、同年八月一四日までは、太平洋戦争という国家目的を支える戦時税制の構築にあった。特に六月の段階における戦時緊急措置立法は、租税制度の究極的な様相を呈したものとみてよい。そして同年八月一五日以降同年の暮までは、敗戦による旧体制の解体が、占領軍の占領政策によって着手された時期であった。税制のうえにも若干の変化がみられたことは前号で指摘しておいた。なかでも注目しておいてよいものに、占領政策における戦時利得の没収政策の展開であった。これについてもまた、第一八号で若干の資料を呈示しておいた。

ともかく、敗戦後同年暮までの間においては大きな税制改革はなく、戦時立法の廃止にともなう若干の法令の廃止があげられ、また戦前・戦時中わが国民の精神生活の抛り処であった神社、寺院、教会等に対し、占領政策の展開があり、昭和二〇年中においては、神社を除き、寺院、教会が宗教法人へと衣替えし、非収益事業非課税の原則が適用されることとなり、また、新たに労働組合においても非収益事業非課税の原則が適用されることとなった。

昭和二〇年の後半は、大きな改正はなかったものの、視点を変えれば重要な改正を、将来においてありうることを示唆した年であったともいえる。

以下、昭和二十一年の税制改正について、月をおいながら、みていきたい。

一 民主化への足どり

昭和二一（一九四六）年は、前年をうけてあるものは一層の展開をし、またあるものは旧体制の解体へと突き進んだとみてよいと思われる。要するに、敗戦の後始末と、荒廃から復興再建へと事態の同時的進行が始まったといつてよい。

一月一日、昭和天皇の人間宣言を主軸とした勅語（お言葉）は、過去の清算と将来の展望をきり拓く意図があつたといつてよい。しかし、そうはいつても終戦後の陸海軍軍人の復員及びそれにともなう諸経費の増嵩、及び敗戦による軍官民の離反をおそれた政府は、軍保有物資の拙劣な放出と、軍需産業の解体による離職者への退職金等、殆んど無制限に近い支払いが行われ、悪性インフレーションへの途を用意した。また、昭和二〇年は、農業の生産力の不振も手伝い、食糧の逼迫は、日を追って激しくなり、そのうえ、二〇年の暮より、財産税の実施が必至の様相を呈しはじめると、余剰資金は換物運動へと拡がり、悪性インフレーションはいやが応でも頭をもちあげはじめ、全ったく余断を許さぬ事態へと展開した。

一方政治世界では、前年暮、衆議院は解散され、新議會への準備が議會人を中心として進められていた最中、一月四日、占領軍（GHQ）は、政府に対し、「公務従事ニ適セザル者ノ公職ヨリノ除去ニ関スル件」^(一)覚書を発し、好ましからざる人物の公職からの追放を実施することとなつたのである。目まぐるしく事態は急回転を続けた。

税制の面では、具体的に大きな改正はなかつたものの、財産税の施行が社会の底流として意識される情勢下で、しかもGHQのつかみどころのない姿勢のもとにあつては、政府は税制への対応について苦しいものであつたに違いな

い。こうして、昭和二十一年一月はおわる。

一月中の税制に及ぼした制度の改廃等を次に一覽する(関係法令は法制資料編を参照)。

一月一日 石油業法施行令等〔二〇勅令〕廃止ノ件 勅令一九号制定

一六日 石油業法施行規則外二〇件廃止ノ件及砂鑛法戦時特例施行ニ関スル件外一件中改正ノ件 商工省令二

号制定

二三日 酒税法施行細則中改正 大蔵省令三号制定

二九日 軍需会社法施行規則、運輸通信省関係軍需充足会社令施行規則及内務省・運輸通信省・関係軍需充足

会社令施行規則ノ廃止〔ノ件〕商工・運輸・内務省令 一号制定

(一) 昭和天皇の人間宣言次の通り。

詔書

茲ニ新年ヲ迎フ。顧ミレバ明治天皇明治ノ初国是トシテ五条ノ御誓文ヲ下シ給ヘリ。曰ク、

一 広ク會議ヲ興シ万機公論ニ決スヘシ

一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ

一 官途一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス

一 旧來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ其クヘシ

一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

勅旨公明正大、又何ヲカ加ヘン。

朕ハ茲ニ誓ヲ新ニシテ国運ヲ開カント欲ス。須ラク此ノ御趣旨ニ則リ、旧來ノ陋習ヲ去リ、民意ヲ暢達シ、官民拳ゲテ平和主義ニ徹シ、教養豊カニ文化ヲ築キ、以テ民生ノ向上ヲ図リ、新日本ヲ建設スベシ。

大小都市ノ蒙リタル戦禍、罹災者ノ艱苦、産業ノ停頓、食糧ノ不足、失業者増加ノ趨勢等ハ真ニ心ヲ痛マシムルモノアリ。然リト雖モ、我國民ガ現在ノ試煉ニ直面シ、且徹頭徹尾文明ヲ平和ニ求ムルノ決意固ク、克ク其ノ結束ヲ全ウセバ、独リ我國ノミナラズ全人類ノ為ニ、輝カシキ前途ノ展開セラルルコトヲ疑ハズ。

夫レ家ヲ愛スル心ト國ヲ愛スル心トハ我國ニ於テ特ニ熱烈ナルヲ見ル。今ヤ實ニ此ノ心ヲ拡充シ、人類愛ノ完成ニ向ヒ、献身的努力ヲ効スベクノ秋ナリ。

惟フニ長キニ亘レル戦争ノ敗北ニ終リタル結果、我國民ハ動モスレバ焦躁ニ流レ、失意ノ淵ニ沈淪セントスルノ傾キアリ。詭激ノ風漸ク長ジテ道義ノ念頗ル衰へ、為ニ思想混乱ノ兆アルハ洵ニ深憂ニ甚ヘズ。

然レドモ朕ハ爾等國民ト共ニ在リ、常ニ利害ヲ同ジウシ休戚ヲ分タント欲ス。朕ト爾等國民トノ間ノ紐帯ハ、終始相互ノ信頼ト敬愛トニ依リテ結バレ、單ナル神話ト伝説トニ依リテ生ゼルモノニ非ズ。天皇ヲ以テ現御神トシ、且日本國民ヲ以テ他ノ民族ニ優越セル民族ニシテ、延テ世界ヲ支配スベキ運命ヲ有ストノ架空ナル觀念ニ基クモノニ非ズ。

朕ノ政府ハ國民ノ試煉ト苦難トヲ緩和センガ為、アラユル施策ト經營トニ万全ノ方途ヲ講ズベシ。同時ニ朕ハ我國民ガ時艱ニ蹶起シ、当面ノ困苦服ノ為ニ、又産業及文運振興ノ為ニ勇往センコトヲ希念ス。我國民ガ其ノ公民生活ニ於テ團結シ、相倚リ相扶ケ、寛容相許スノ氣風ヲ作興スルニ於テハ、能ク我至高ノ伝統ニ恥ヂザル真価ヲ發揮スルニ至ラン。斯ノ如キハ實ニ我國民ガ人類ノ福祉ト向上トノ為、絶大ナル貢獻ヲ為ス所以ナルヲ疑ハザルナリ。

一年ノ計ハ年頭ニ在リ、朕ハ朕ノ信頼スル國民ガ朕ト其ノ心ヲ一ニシテ、自ラ奮ヒ自ラ励マシ、以テ此ノ大業ヲ成就センコトト庶幾フ。

御名 御璽

昭和二十一年一月一日

内閣総理大臣兼

第一復員大臣 男爵 幣原 喜重郎

												第二復員大臣
												岩田 宙造
												松村 謙三
												前田 多門
												吉田 茂
												堀切 善次郎
												松本 丞治
												芦田 均
												次田 大三郎
												大蔵大臣子爵 渋沢 敬三
												田中 武雄
												小笠原三九郎
												小林 一三
												商工大臣
												国務大臣

(二) 法令全書 昭和二年一月号二七三頁、附録五頁参照

二 神社、神宮等の宗教法人化と税制との関係

政府は、昭和二〇年の暮、宗教法人令を制定し、寺院、教会等を宗教法人として、税制のうえでは非収益事業非課税の原則を明らかにし、税の優遇措置をはずした。が、その際、神社、神宮等については、その処置が見送られていたのを、二月一日の宗教法人令の改正によって、神社、神宮等もすべて宗教法人として一律に、非収益事業非課税の

原則が適用されることとなった。また、同日、宗教法人令の改正は、さらに従来 of 神社、神宮等を支えていた関係法令が一括廃止されることとなった。すなわち、ポツダム緊急勅令のかたちで、「昭和二十年勅令第五百四十二号『ポツダム』宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件ニ基ク明治三十九年法律第二十四号官国幣社経費ニ関スル法律廃止等ノ件・勅令七十一号(昭和二十年)」の公布により行われた。もちろん、この勅令により、宗教法人令の一部改正と歩調をあわせて神社等に与えられていた税制上の優遇措置が整理されるに至ったことはいうまでもない(同令第八条乃至第二〇条、第二二条乃至第二五条)。

これと連繋する昭和二〇年大蔵省令第一〇九号の一部も改正され、法令間の整合性がとられた。関係法令については、法制資料編を参照されたい(後掲六五七頁から六六六頁まで)。

三 波瀾万丈の幕明け

さて、政府は、二月一七日、ようやく悪性インフレーションが顕在化したのに対応して、経済危機緊急対策を実施した。

当日の朝日新聞(東京本社版、二月一七日)は、これを次のように報じた。

「預金払出し制限・新円発行」、「経済危機突破へ非常措置」、「食糧、生必需品、労務に互る綜合施策」、「けふから預金封鎖・解除は財産税徴収後」、「月額三百円(世帯主) 百円(世帯員一人)・封鎖預金の現金払い」、「給料、五百円までの現金 戦災者(一人当り) 一千元支払」、「十円以上の旧券は三月二日限り無効 廿五日から七日迄 一人当り

百円引換へ」と活字が躍る。

いうまでもなく、金融緊急措置要領、日本銀行券預入要領等の発表であった。

この措置に対し、GHQは、日本経済の正常化へ民主主義的実行を期待しているとして、次のような声明（要旨）を発表した。

一 今回の日本政府の措置はかねて連合軍最高司令部から日本のインフレーション統制、限られた食糧、衣料等生活必需品の適正なる配給に関する指令が発せられたが、日本政府はその指令の実行に失敗したことに對し連合軍司令部官が不満を表明していた結果として講ぜられたものである。

一 連合軍司令部の一スポークスマンは連合軍司令部は個人の基本的権利を侵す行動をとる意志はないし、また日本政府が食糧の完全な配給組織を有効に監視し、農民から消費者への過程における各種の機関がその配給をごまかすことのないやうにすることを期待する旨を述べた。

一 今回の指令によって日本政府は銀行預金を封鎖し、新円交換を行ひ、すべての食糧を政府により認められた経路を通じて配給される措置を直接講ずることになった。これらの措置について物価水準を改訂し、消費材のより広い分配をなす措置が執られるであらう。

一 今回の措置はインフレーションを阻止し且日本国民自身がその深刻化に悩む配給の不正を是正し正常化するために必要なものであると認められる。

一 世界的食糧不足に直面して、日本が自国の大規模な飢餓を防止せんとするならば、国民の消費に向けられるべき一切の食糧を日本は利用しなければならぬ。日本の現状は食料その他日常生活物資の暴騰に對し、また利用し得

べき原料および生産手段を最高度に活用するため根本的な施策の確立を要請しているのである。

一 上記措置を総司令部が従来強調し来った諸方針と適合せしめる為に民主主義的保障が採用されたのである。この保障が確保されないならばその時こそ総司令部は今回の新方策の実施に當って関心を持たざるを得ないであらうが、然らざる限り日本政府は全施策の実施を支配することとなる。この財政措置は本質的には必ずしも革命的なものではなく、戦争によつて破壊された經濟の再建を必要とする他の国々において程度の差こそあれ、それぞれ採用された既定方式に従つたものである。

要すれば政府は、再建への賭けを行つたのである。この点について、朝日新聞（東京本社版）は、同日の社説で、「危機克服に協力せよ」と説いた。また解説記事は、「施策の意義」において、通貨部面以外の施策成否が鍵であるとした。

また、内閣総理大臣は、「政府は、我国全般の經濟と國民各個の生活とが俱に当面しつつある現下の危機を克服し、終戦以来の混乱を收拾して新日本建設の經濟的基盤を確立せんことを期し、今般主要食糧の供出及配給の円滑化と過剩購買力の当分の封鎖とを中心とする一連の經濟危機緊急対策の実施に着手した。（以下略）」と声明を發表し、内閣書記官長は、新日本の建設のために、經濟危機緊急対策の必要性と対策のあらましを、「敗戦後の新日本を建設する為には、過去の一切の反動的勢力を一掃することは勿論、經濟的新建設の面に於ては過去の戰時的殘滓を勇敢に破却し、今日の慘澹たる敗戦の現実を直視して、此の廢墟の中から真に逞しき經濟的改革を断行せねばならぬ。（以下略）」と訴え、大蔵大臣は、「我が國民經濟ハ遂ニ悪性『インフレーション』ノ段階ニ突入セントスルニ至ッタ。此ノ事ハ國民各位が日々ノ生活ニ於テ痛切ニ体験セラレテ居ルコトデアリ、政府トシテハ此処ニ重大ナル措置ヲ断行ス

ルノ決意ヲ固ムルニ至ッタノデアル。(以下略)と声明を発表した。^(三)さらに、内閣総理大臣は、この緊急措置の実施について、官吏各員の責任遂行方につき内閣訓令を、次のように発した。

今般食糧及通貨ニ関スル施策実施スルコトニナリタルニ附官吏タルモノ各員ノ責任ヲ遂行シ其ノ趣旨徹底ヲ期待方

内閣訓令号外

各官庁

政府ハ当面ノ危機ヲ打開シテ新日本建設ノ基盤ヲ確立センガ為、今般食糧及通貨ニ関スル施策ヲ中心トスル一連ノ經濟危機緊急対策ヲ実施スルコトトシタ。終戦以來国内ニハ国民生活ヲ脅威スル各種ノ問題ガ累積シ、建設ノ意欲ハ混乱ト沈滞トノ中ニ埋没セラレタ感ガアル。今般ノ施策ハ之ヲ打開シテ、茲ニ新日本建設ノ基礎ヲ築カントスルモノデアル。

長クモ 天皇陛下ニ於カセラレテハ年頭ニ当リ詔書ヲ下シ給ヒ、五箇条ノ御誓文ヲ引用セラレ、「朕ハ茲ニ誓ヲ新ニシテ国運ヲ開カント欲ス。須ラク此ノ御趣旨ニ則リ、旧来ノ陋習ヲ去リ、民意ヲ暢達シ、官民拳ゲテ平和主義ニ徹シ、教養豊カニ文化ヲ築キ、以テ民生ノ向上ヲ図リ、新日本ヲ建設スベシ。」ト仰セラレ、又、「朕ハ爾等國民ト共ニ在リ、常ニ利害ヲ同ジウシ休戚ヲ分タント欲ス。」ト仰セラレタ。

官吏タルモノハ常ニ此ノ詔書ノ 聖旨ヲ拳々服膺シ、何等カ支配的地位ニ在ルガ如キ言行ヲ慎シムト共ニ終始各自

ノ品性ヲ堅持シ、國家運営ノ重要ナル一環トシテ其ノ任務ヲ遂行スルニ當ツテハ、常ニ積極的ニシテ且強烈ナル責任感ヲ以テシ、真ニ公僕トシテノ使命ニ徹セネバナラヌ。一切ノ國家活動ノ目的ハ單ニ法令ノ機械的運用ヲ図ルニ在ラズ、終局ニ於テ國民ノ福祉ヲ図ルニ在ルコトハ言フ迄モナイ。官吏ノ責任ノ本義モ亦実ニ此ニ在リ、此ノコトヲ常ニ念頭ニ置イテ各員ノ責任ヲ遂行シ、アラユル事項ニ付末端ニ至ル迄趣旨ノ徹底ヲ期スベキデアアル。

今般ノ施策ヲ遂行スルニ當ツテハ、國民ノ中ニ相當ノ影響ヲ受ケル者ガアリ従ツテ又多少ノ摩擦ヲ生ズルコトモアラウガ、其レハ平和ニシテ安泰ナ新日本ヲ迎ヘル為ニ巴ムヲ得ザル犠牲デアアル。官吏ハ宣シク至誠ヲ以テ此ノ間ニ処シ、困難ノ中ニモ率先希望ヲ抱イテ建設ノ業務ニイソシミ、簡素ナ生活ノ中ニ明ルイ人生ヲ盛ツタ健康ナ清新ナ国土ノ建設ニ邁進セネバナラヌ。

官吏が乏シイ給与ノ下ニ生活ノ困難ヲ忍ビツク努メテ来タコトハ、本然ノ責務トハ言ヒテ真ニ轍フベキ所デアリ、其ノ生活確保ニ付テハ近ク適當ノ措置ヲ講ズル所存デアアル。

今ヤ混乱ヲ收拾シ志ヲ新ニシテ新日本ノ黎明ヲ迎ヘントスルニ當リ、政府首脳部ヲ始め、全官吏至誠以テ民生ノ安定ヲ実現シ、平和國家ノ一員トシテ世界ノ進運ニ貢獻スル日ノ、一日モ速カナランコトヲ期セネバナラヌ。全官吏各位ハ克ク叙上ノ趣旨ヲ体セラレ一段ノ努力アランコトヲ望ンデ已マヌ次第デアアル。

昭和二十一年二月十七日

内閣総理大臣 男爵 幣原喜重郎

右にいう緊急措置は、

一 金融緊急措置令

二 日本銀行券預入令

三 臨時財産調査令

四 食糧緊急措置令

五 隱匿物資等緊急措置令

であるが、税制にかかわるものとしては、一乃至三である。

これらの緊急勅令については、将来財産税等との関連が密接であるため、別稿で詳細をみることにし、本稿では法令名の紹介に留めておく。

さて、右のような経済危機突破のための措置をみながら、政府は、労働組合法の施行期日を明らかにする勅令を二月二六日公布、官報はその翌日掲載するとともに、同日、労働組合法施行令（勅令第百八号）を制定、労働組合における非収益事業非課税の原則の実施に必要な手続規定を明らかにした（同令三二条）。

二月中の税制改正関係法令の一覧を示すと、次のとおりである。

二月 一日 行政整理実施ノ為ノ大蔵省官制中改正ノ件（勅令六九号）公布（官報二日）

宗教法人令中改正ノ件（勅令七〇号）公布（官報二日）

明治三十九年法律第二四号官国幣社経費に関する法律廃止等ノ件（勅令七一号）公布（官報二日）

二日 昭和二〇年大蔵省令第一〇九号中改正省令（第八号）公布

大蔵省分課規程を改正し、施行

大臣官房分課規程

主計局分課規程

主税局分課規程

理財局方課規程

銀行局分課規程

国有財産部分課規程

以上、全文改正

財務局分課規程

(国有財産部の分掌等を定める。)

一七日 經濟危機緊急対策実施

(一) 金融緊急措置令

金融緊急措置令施行規則

(二) 日本銀行券預入令

日本銀行券預入令施行規則

(三) 臨時財産調査会

臨時財産調査令施行規則

一九日 日本銀行預入令ノ特例ノ件(勅令九〇号)公布

二十六日 労働組合法施行期日ノ件（勅令一〇七号）公布（官報二七日）

同日 労働組合法施行令（勅令一〇八号）公布（官報二七日）

- (一) 内閣総理大臣声明（昭和二十二年二月一七日）『資料金融緊急措置』大蔵省財政史室編 霞出版社、昭和二十二年四八三頁。
- (二) 経済危機緊急対策の意義及概要―新日本の建設（昭和二十二年二月一七日内閣書記官長声明）、前掲書 四八四頁。
- (三) 国民各位ニ訴フ（昭和二十二年二月一七日大蔵大臣声明） 前掲書 四八九頁。
- (四) 今般食糧及通貨ニ関スル施策実施スルコトナリタルニ附官吏タルモノ各員ノ責任ヲ遂行シ其趣旨徹底ヲ期待方（内閣訓令号外 昭和二十二年二月一七日） 法令全書 昭和二十二年二月号 一三三頁。

四 インフレと物価の凍結による租税負担の調整措置としての緊急税制改正

昭和二十二年二月一七日、さきにも触れたところであるが、政府は、経済危機突破へ非常措置として、緊急勅令による金融緊急措置令、日本銀行券預入令、臨時財産調査令、食糧緊急措置令及び隠匿物資等緊急措置令を公布し、前三者の緊急措置令は、何れも三月三日をもって新事態の発効が求められていた。

そこで政府は、この事態に副うようにポツダム緊急勅令によって物価統制令を公布、直ちに施行した。

この勅令の目的は、インフレの防遏と、物価の安定を意図するものであった。要するに世上の金を強制的に凍結し、かつそのうえ物価をも凍結し、新物価体系を確立することにあつた。

新物価体系が意図されると、ほかでもなく物品税に直ちに影響することとなる。このため政府は、同日、物品税法

施行規則中改正等ノ件（勅令第一一九号）を公布、施行した（官報号外）。

つづいて政府は、三月八日、緊急勅令により、「所得税法中改正等ノ件」を公布、施行（官報三月九日）した。

この緊急勅令は、第一条において所得税法の一部を、第二条は營業税法の一部、第三条では遊興飲食税法の一部、第四条で入場税法の一部、そして第五条において特別行為税法の一部をそれぞれ改正した。また、同日、所得税法施行規則中改正ノ件（勅令一一九号）が公布され、公布の日から施行された（官報三月九日）。さらに、三月一三日、所得税法施行規則中改正ノ件（勅令一三八号）が公布、施行された（官報三月一四日）。なお、三月一四日には、政府はポツダム緊急勅令により、さきにGHQから指摘のあつた國家主義的呼称の禁止指令に基き国有財産法中改正等ノ件（勅令一四二号）を公布した。すなわち、

「左ニ掲グル法令中『大東亞戰爭』を『今次ノ戰爭』ニ改ム」としたのである。^(一)

国有財産法

臨時利得税法

臨時軍事費特別會計法

臨時資金調整法

臨時租税措置法

臨時通貨法

特別法人税法

納税施設法

企業整備資金措置法

外資金庫法

軍需金融等特別措置法

昭和十二年法律第九十四号

昭和十三年法律第二十二号

昭和十四年法律第三十一号

昭和十五年法律第六十九号

政府職員共済組合法

会計規則等戦時特例

臨時資金調整法特例

昭和十九年勅令第二百四十五号

昭和十九年勅令第三百二十一号

昭和二十年勅令第四百七十八号

もちろん、「本令ハ公布ノ日(官報三月一四日)ヨリ之ヲ施行ス」ることとなった。

以上のほか、目だたない法令の改正であったが、臨時租税措置法施行規則の一部改正があった(昭二一・三・一四
・大蔵省令第三四号)。

(一) 大東亜戦争の呼称は、昭和二〇年二月二五日、GHQから日本政府あて発出された「國家神道(神社神道)ニ対スル政府ノ

保証、支援、保全、監督及弘布ノ廃止ニ関スル覚書 (Memorandum concerning Abolition of Governmental Sponsorship, Support, Perpetuation, Control, and Dissemination of State Shinto (Kokka Shinto, Jinja Shinto). 一項(i)と云フ公文書中に使用することが禁止されたことをうけての措置である。(i)の和文、英文は次のとおり。

(i) 「大東亜戦争」「八紘一字」及び其ノ他ノ語句ニシテ、ソノ日本語ノ内容ガ國家神道、軍國主義及び超國家主義ト緊密ニ結合セルモノハ、コレヲ公文書中ニ使用スルコトヲ禁止シ、即時ソノ使用ヲ停止ス。

(i) The use in official writings of terms "Greater East Asia War", "The Whole World under One Roof" ("Hakkō Ichi-ū"), and all other terms whose connotation in Japanese is inextricably connected with State Shinto, militarism, ultra-nationalism is prohibited and will cease immediately.

五 新価格体系の改定等に件う税法改正の解説

三月三日、政府は、新価格体系の設定を試み、インフレの防遏に万全の措置を講じたことは、前項でのべた。この措置は、物品税と所得税、營業税等若干の税法改正をもたらした。これらの解説は、「財政」、「税」及び「自治研究」にみられる。ここでは、「自治研究」掲載の解説を全文紹介する。

新価格体系の設定等に伴う税法改正に就て

大蔵省主税局第一課長 前尾繁三郎

序

御承知の如く昨〔昭和二〇〕年一〇月生鮮食糧品の統制撤廃を機とし、物価は著しく上昇し初め、之に伴つて賃金の引上を招来し、互に循環して其の止まる処を知らず、最近に於ては税法上の免税点、基礎控除等は固より税率に於てすら著しく実情に背馳し、負担の過重を来たし、延いては脱税の取締にさへ支障を及ぼす情況に立到つていたのであるが、物価の帰趨の判明せざる際、税法を改正することは困難であつて、在再これを見送らざるを得なかつたのである。

然る処政府は食糧、通貨、金融等国民経済安定の諸緊急施策と共に、本年三月三日を期して新価格体系を設定し、米及石炭其の他の主要食糧及重要基礎資材の統制価格を合理的に是正しつ、之に照応し生鮮食糧品及日用品等の實際価格に付引下の措置を講じ、之と均衡を保持したる賃金給与の基礎準(Basis)を作成して新たな水準に於ける合理的且均衡ある価格体系の確定を図り、之が維持安定を図る為に新たな統制方針及方式に依り強力且適切なる統制を行ふこととなつた。かくて現行の租税制度殊に免税点及基礎控除並に税率をこのまま放置するに於ては政府の実施したる価格体系確立、食糧、通貨、金融等に関する国民経済安定の諸政策遂行上著しき支障を来たす虞があり、国民生活の安定、公安の保持も期し難いと認められ、而も事態は急を要し、議会の開会を待ち得ない事情にあるので、差当り所得税、營業税の基礎控除、免税点等の引上と共に、遊興飲食税、入場税、特別入場税及び特別行為税の免税点等の引上及税率の引下等、新価格体系に即応する改正を憲法第八条の緊急勅令に依つて行ひ、以て租税負担の適正と国民生活

の安定に資せんとしたのである。

本改正に依る要領は概要次の通りである。

所得税に付ては、其の基礎控除額及び免税点を二倍乃至四倍程度に引上げ、例へば甲種の勤労所得に対する基礎控除六百円を二千四百円に、甲種及び乙種の事業所得に対する基礎控除四百円を千二百円に引上げたのである。又扶養家族控除額年二四円を七二円に引上ぐると共に綜合所得税の課税最低限三千円を一万円に引上げた。又營業税に付ては、個人の免税点四百円を千二百円に引上げた。遊興飲食税に付ては、課税最低限を四倍乃至六倍程度に引上げると共に、税率を相当程度引下げることとした。入場税及び特別入場税に付ては、税率区分の金額を三倍程度に引上げると共に、税率を相当低減することとした。

特別行為税に対しては、免税点を六倍程度引上げることとした。

又物品税に付ては緊急勅令に依る改正は行はなかつたが、其の施行規則等の改正に依つて課税最低限の引上げを行つている。

今回の改正に依り、昭和二一年度に於て所得税五千七百余万円、營業税七百余万円、遊興飲食税七千四百万円、入場税七千五百余万円、特別行為税四千百余万円合計二億五千四百余万円の減収となる見込である。

尚緊急勅令に依る改正規定は昭和二一年三月九日より施行せられたのであるが、所得税中不動産所得、甲種及び乙種の事業所得、乙種の勤労所得、山林の所得、乙種の退職所得及び個人の総所得に対する綜合所得税並に個人の營業税に付ては、昭和二一年分より適用せられることになっている。右以外の甲種勤労所得等の源泉課税に依る所得税及び遊興飲食税、入場税、特別行為税に付ては三月九日より改正規定が適用されるから、給料等に付ては三月九日以後

に支払はれるものより月二百円の基礎控除が為され、扶養家族一人に付月六円の控除が為され、遊興飲食税、入場税、特別行為税に付ては三月九日以後の遊興飲食、入場等の行為に減税が行はれるわけである。

尚緊急勅令に依らざる改正、即ち物品税及び特別行為税の洋服等の仕立に關する改正規定は昭和二十一年三月三日より施行されたのである。

所得税

一 分類所得税

分類所得税の改正は、基礎控除及び免税点の引上、不動産所得及び事業所得の低減税率適用限度の引上、山林の所得の階級区分の改正、竝に扶養家族控除額の引上が主なるものである。

而して甲種の勤勞所得に対する基礎除額を四倍に引上げたに拘らず、事業所得等の基礎控除額に付ては三倍程度の引上げに止めたのは、事業所得等は前年の所得を基礎として課税するものであり、甲種の勤勞所得は今後支払を受くるものより源泉に於て課税するものであるからである。

(一) 基礎控除及び免税点等の引上

(1) 不動産所得 不動産所得即ち田畑の貸付所得、貸地及貸家所得に付ては、前年の総収入金額より必要の経費を控除して算出した所得金額が、百五十円に満たない場合は、分類所得税を課税しないことになって居つたのであるが、この免税点を、倍額三百円に引上げると共に、従来低減税率の適用を受くる限度を六百円より千二百円に引上げた。

(2) 事業所得 (甲種及乙種)

甲種の事業所得即ち物品販売業外二八種目の営業より生ずる所得、乙種の事業所

得即ち田畑自小作所得、医師、弁護士等所謂庶業所得等に付ては、前年中の総収入金額より必要の経費を控除した所得金額より、四百円を控除し、其の残額に税率を乗じて税額を算出するのであるが、この基礎控除額を、三倍の千二百円に引上げると共に、従来低減税率の適用を受くる限度を千円より二千円に引上げた。

(3) 丙種の事業所得 丙種の事業所得即ち日傭労務者の報酬、料金、外交員、集金人等の報酬、料金又は原稿料、著作権使用料、講演料等に付ては、この所得の性質上源泉課税の方法に依り、報酬、料金等の支払の際、支払者が税金を徴収し納付することになつて居るのであつて、この源泉課税の場合に於ては、日傭労務者、外交員、集金人等の報酬、料金に付ては其の三分の一相当額を、原稿料、講演料等に付てはその九分の二相当額を、基礎控除又は扶養家族控除及び生命保険料控除相当額として夫々控除して税額を算出するのであるが、この控除額はあくまで、源泉課税上の便宜に依るものである關係上、若し右に依り徴収せられたる税額が、前年中の総収入金額より六百円又は四百円を控除し、これに所定の税率を乗じて算出したる税額より、扶養家族控除又は生命保険料控除を為した税額よりも多いやうな場合は、本人の申請に依り精算還付の措置が行はれるのであつて、この精算の場合の基礎控除額は従来日傭労務者の報酬、料金、外交員、集金人等の報酬、料金等の所得に付ては六百円を、原稿料、講演料等に付ては四百円を控除して課税したのであるが、今回の改正に依り前者を四倍の二千四百円に、後者に付ては三倍の千二百円に引上げたのである。但し源泉課税の場合の三分の一又は九分の二の控除額は、従来通りである。

(4) 甲種の勤労所得 甲種の勤労所得はその支払を受くべき金額より年六百円の割合に依り給与の支給期間に依り算出したる金額を控除し、これに所定の税率を乗じて算出したる税額を、給与の支払者が、支給の際税金を天引徴収することになつて居るのであるが、右の基礎控除額を年二千四百円に改めたのである。従つて支払を受くべき給

与が一月分なるときは二百円、半月分なるときは百円の基礎控除が為されるのである。

次に甲種の勤労所得に対する基礎控除の経過的措置であるが、同一の支払者より甲種の勤労所得に属する給与の中、賞与のみの支払を受ける者の該賞与に付ては、支払の際に於ては、基礎控除は行はれないのであるが其の年中に他に甲種の勤労所得を有せざる場合及び其の年中に他に甲種の勤労所得を有する場合に於ても、其の金額が基礎控除額に満たざる場合は翌年に於て該賞与より基礎控除を為し既に徴収せる所得税を還附することになつてゐる。此の精算還附する場合の基礎控除額は二千四百円に引上げられたのであるが、本改正が三月に行はれた関係上本年分に限り此の場合の基礎控除額は二千円となるのである。之は一月及び二月分に付ては、改正前の月五〇円の基礎控除を為せば足るのであるから、一、二月分の百円と、三月以降の月二百円の一〇ヶ月分二千円を加へた額である。

尚甲種の勤労所得に対する改正規定は、三月九日以後支払を受くべき給与より適用されるのであるから若し三月九日以後支払ふべき給与に付、改正前の規定に依り、基礎控除又は扶養控除を為したものに付ては、爾後の給与に付控除を認めることに取扱はれる。

(5) 乙種の勤労所得 乙種の勤労所得は、甲種の勤労所得と異り前年中の収入金額を基礎とし、賦課々税の方法に依り課税する建前上、其の基礎控除額の引上に付ても事業所得の引上割合と同様の三倍とし千八百円とした。

前年中に甲種の勤労所得に付、基礎控除を受けたる者の乙種の勤労所得に付ては、原則として基礎控除は認められないのであるが、前年中に甲種の勤労所得に付受けた基礎控除額が所定の控除額に満たざる場合は其の控除不足額に付ては、乙種の勤労所得から控除せられるのである。而して今回の改正に依り、基礎控除額が千八百円に引上られた結果、前年中に甲種の勤労所得に付改正前の基礎控除額六百円を控除せられ、基礎控除不足額のない場合に於ても、

改正前		改正後		
階級区分	税率%	階級区分	税率%	
2,000円以下の金額	18	6,000円以下の金額	18	
2,000円を越ゆる金額	23		6,000円を越ゆる金額	21
4,000円 //	28		10,000円 //	28
			20,000円 //	33
20,000円 //	33		40,000円 //	48
40,000円 //	48	100,000円 //	63	
100,000円 //	63			

改正後の基礎控除額千八百円と、六百円との差額千二百円は、乙種の勤労所得より控除せられることになるのである。

(6) 山林の所得 山林の所得は前年中の総収入金額より必要経費を控除したる所得金額より、四百円の基礎控除を為した所得金額に対し所定の税率を乗じて税額を算出するのであるが、この基礎控除額を千二百円に引上ぐると共に税率の適用区分及び税率の引下げを行ったのである。

山林所得の税率を上げたのは、総合所得税の免税点を一万円に上げたる関係上これと権衡をとる為である。又税率の適用区分を改め最低の階級二千円以下を六千円以下としたのであるが、これは事業所得の基礎控除額の引上との権衡からである。尚改正前後の階級区分及び税率は上の表の通りである。

* 次に参考のために、山林の所得二〇万円、四〇万円、六〇万円の場合の税額の算出についてみよう。

(* 以下能勢「所得税法その他の一部改正」『税』第一巻第二号昭21・四三頁より引用。編者)

(甲) (乙) (丙)

山林の所得金額 二〇〇,〇〇〇円 四〇〇,〇〇〇円 六〇〇,〇〇〇円
 基礎控除額 一,二〇〇 一,二〇〇 一,二〇〇
 差引課税所得額 一九八,八〇〇 三九八,八〇〇 五九八,八〇〇
 これに対する税額は次のとおり。

階級区分	所得金額円	税率%	税額円	所得に対する割合%
六千円以下の金額	六、〇〇〇	一八	一、二八〇	一八・〇
六千円を超える金額	四、〇〇〇	二一	八四〇	
一万円超	一〇、〇〇〇	二八	二、八〇〇	
(累計)	二〇、〇〇〇		四、七二〇	二三・六
二万円超	二〇、〇〇〇	三三	六、六〇〇	
四万円超	六〇、〇〇〇	四八	二八、八〇〇	
(累計)	一〇〇、〇〇〇		四〇、一二〇	四〇・一
一〇万円超	九八、〇〇〇	六三	六二、二四四	
甲 (累計)	一九八、八〇〇		一〇二、三六四	五一・五
一〇万円超	二〇〇、〇〇〇	六三	一二六、〇〇〇	
乙 (累計)	三九八、八〇〇		二二八、三六四	五七・三
同	二〇〇、〇〇〇	六三	一二六、〇〇〇	
丙 (累計)	五九八、八〇〇		三五四、三六四	五九・二

山林の所得に対する分類所得税は、基礎控除前の所得、(甲)二〇万円の税額一〇二、三六四円、(乙)四〇万円の税額二二八、三六四円、(丙)六〇万円の税額三五四、三六四円となる。

これを改正前の場合の税額についてみると、

	(甲)	(乙)	(丙)
山林の所得金額	二〇〇、〇〇〇円	四〇〇、〇〇〇円	六〇〇、〇〇〇円
基礎控除額	四〇〇	四〇〇	四〇〇
差引課税所得額	一九九、六〇〇	三九九、六〇〇	五九九、六〇〇

これに対する税額は次のとおり。

階級区分	所得金額円	税率%	税額円	所得に対する割合%
二千円以下の金額	二、〇〇〇	一八	三六〇	
二千円を超える金額 (四千円まで)	二、〇〇〇	二三	四六〇	
四千円超(二万円まで)	一六、〇〇〇	二八	四、四八〇	
(累計)	三〇、〇〇〇		五、三〇〇	二六・五
二万円超(四万円まで)	二〇、〇〇〇	三三	六、六〇〇	
四万円超(一〇万円まで)	六〇、〇〇〇	四八	二八、八〇〇	
(累計)	一〇〇、〇〇〇		四〇、七〇〇	四〇・七
一〇万円超	九九、六〇〇	六三	六二、七四八	
甲(累計)	一九九、六〇〇		一〇三、四四八	五一・八
同	二〇〇、〇〇〇	六三	一二六、〇〇〇	
乙(累計)	三九九、六〇〇		二二九、四四八	五七・四
同	二〇〇、〇〇〇	六三	一二六、〇〇〇	
丙(累計)	五九九、六〇〇		三五五、四四八	五九・三

改正前の山林の所得に対する分類所得税は、基礎控除前の所得(甲)二〇万円の税額一〇三、四四八円、(乙)四〇万円の税額二二九、四四八円、(丙)六〇万円の税額三五五、四四八円である。これを改正後の税額と比較すると、次のようになる。

新旧山林所得税額比較表

基礎控除 前所得額円	改正税額	旧税額	比較増 減△	増減割合%
一〇、〇〇〇	一、六八八	二、三八八	△ 七〇〇	△ 二九・三
二〇、〇〇〇	四、三八四	五、一八八	△ 八〇四	△ 一五・五
三〇、〇〇〇	七、六二四	八、四六八	△ 八四四	△ 一〇・〇
五〇、〇〇〇	一五、五四四	一六、五〇八	△ 九六四	△ 五・八
一〇〇、〇〇〇	三九、五四四	四五、五〇八	△ 九六四	△ 二・四
一五〇、〇〇〇	七〇、八四六	七二、九八四	△ 一、〇八四	△ 一・五
甲二〇〇、〇〇〇	一〇二、三六四	一〇三、四四八	△ 一、〇八四	△ 一・〇
乙四〇〇、〇〇〇	二二八、三六四	二二九、四四八	△ 一、〇八四	△ 〇・五
丙六〇〇、〇〇〇	三五四、三六四	三五五、四四八	△ 一、〇八四	△ 〇・三

注 改正税額は、旧税額に比し若干の減少を示している。もっとも、この表のように実際の税負担が軽減されたと速断してはならぬ。すなわち、木材の価格は従来に比し著しく騰貴して所得が何倍も高くなっているからである。仮に価格が三倍に騰貴したとすれば旧法による二〇万円（税額一〇三、四四八円）が改正法の六〇万円（税額三五四、三六四円）と比較さるべき訳合である。

(7) 退職所得 退職所得は収入金額より、支払者を異にする毎に、三千円を控除して所得金額とするのであるが、この控除額を五千円に上げたのである。

(二) 扶養家族控除の引上 新物価体系の確立に伴ふ物価の引上に依り、国民生活に及ぼす影響等を考慮し、扶養家族を有する者の負担を緩和する趣旨に於て、改正後に於ける負担等より勘案し、従来の扶養家族一人に付年二四円（子五人以上なるときは三十六円）の税額控除を、三倍の年七十二円に上げたのである。

而して甲種の勤勞所得に対する扶養家族の控除は給与の支給期間に應じて為すことになつてゐる。従つて年七二円の控除額は支払を受くべき給与が一月分なるときは六円に、又その給与が半月分なるときは三元に、一旬分なるときは二元に、一週分なるときは一円四十銭になるのである。

次に甲種の勤勞所得に対する扶養家族控除の経過的措施であるが、同一の支払者より甲種の勤勞所得に属する給与の中、賞与のみの支払を受くる者の、該賞与に対する分類所得税に付ては、原則として支払の際に於ては扶養家族は認められないのであるが其の年中に他の所得に付扶養家族控除を受けなかつた扶養家族のあるときは、給与を受ける者の申請に依り、該賞与に対する分類所得税より控除し、過納となつた分類所得税に相当する金額を還付することになつてゐる。而してこの場合の扶養控除額に付ても、年七二円であるが、昭和二一年に限り六四円（扶養家族中子五人以上なるときは六六円）を控除するたである。これは基礎控除の場合の経過的措施と同様本改正が三月に行はれた關係上、一月及び二月分に付ては、改正前の月二円（又は三元）の扶養控除を為せば足るのであるからである。

〔改正については以上のとおりであるが、基礎控除、免税点等の引上について、理解の便のため、次に一覽表的に示しておく。編者〕

基礎控除額・免税点等の引上一覧

一 基礎控除額の部

所得の種類 甲・乙兩種事業所得 丙種事業所得 但し、原稿料、著作權使用料、講演料等の分	基礎控除額	改正前円	改正後円
		四〇〇	一、二〇〇

甲種勤勞所得 昭和二年限り 昭和二一年限り 乙種勤勞所得 山林所得 甲・乙兩種退職所得	改正前円	改正後円
	三〇〇	一、一〇〇

甲種勤勞所得に対する分割控除額について

与の支給期間	改正後	改正前
給与の支給期間	改正後	改正前
①一ヶ月分なるときは	二〇、〇五〇円	
②同半月分……	一〇、〇二五	
③同一旬分……	六、七二七	
④同一週分……	四、七二二	
⑤①〜④に該当しない場合には、年二四〇〇円（改正前六〇〇円の割合により給与の支給期間に応じて算出した金額、例えば恩給の如く三ヶ月づつ年四回に支払はれるものは一回の受給額から六百円（改正前一五〇円）づつ控除することとなる。		
支払を受くべき給与が		

二 免税点の部

所得の種類	免 税 点		備 考
	改正後円	改正前円	
不動産所得	三〇〇	一五〇	

乙種配当利子 所得 清算取引所得	—	—	改正無
	〇〇	〇〇	
	—	—	改正無
	〇〇	〇〇	

三 家族扶養控除額の引上げの部

家族扶養控除は、家族を扶養する経費を控除する意味ではない。ただ、扶養家族の数に応じて一定の税額を控除することを便宜扶養控除と称するまでで、扶養家族の有無と、その多少とによって担税能力に差異ある所謂人的事情を斟酌する制度である（能勢貞治稿「所得税法その他の一部改正」『税』第一巻第二号昭21・四二頁参照）。

甲種勤労所得における家族扶養控除のあり方は、

一、毎月一日現在の状況による。

二、扶養控除対象家族は、

1 同居の妻

2 同居の戸主

- 3 家族中年齢一八歳未満の幼者
 - 4 家族中年齢六〇歳以上の老人
 - 5 年齢に抱わらず不具癡疾者
- であり、申請により税額控除とされた。
- 改正前の扱いは不動産所得、事業所得、勤労所得又は山林所得を有する者の分類所得額から扶養家族一人につき二四円（五人以下のときは三六円）を控除された。改正後においては七二円に控除額を上げた。
- 源泉課税の場合は、その給与の支給期間に応じて基礎控除額の場合と同様分割して控除される。

給与の支給期間	改正後	改正前（旧法）
① 一月分なるときは	六円	二円 （子五人以上は三元）
② 同半月分……	三	一元 （子五人以上は一元五〇銭）
③ 同一旬分……	二	六〇銭 （子五人以上は一元）
④ 同一週分……	一・四〇	四〇銭 （子五人以上は七〇銭）
⑤ 前各号に該当しない給与なるときは、年七二円（改正前二四円、子五人以上なるときは三六円）の割合により給与の支給期間に応じて算出したる金額		

支払を受くべき給与が

二 綜合所得稅

綜合所得稅の改正の第一点は、免稅點の引上である。これが理由は、分類所得稅の基礎控除等を引上げた關係上、現行の免稅點三千円を据置くときは、余りに低きに失し、分類所得稅と綜合所得稅の制度を設けるたる趣旨に副はざるを以つて、價格改訂前後に於ける所得の狀況、納稅人員及び負擔の實情等を考慮し、三倍程度即ち現行三千円を一万円に引上げたのである。

これに依り綜合所得稅の納稅者は、現行の十分の一定程度と爲り、稅務署の調査事務は相當程度簡易化せらるることとなり、且下著々調査を進めつつある財産稅等の調査の充實上益するところ大なるものありと思料せられる。

改正の第二点は勤勞所得に対する一割控除の廢止である。即ち總所得中勤勞所得がある場合に於て、總所得金額が六千円以下なるときは、其の所得中勤勞所得に付其の一〇分の一を控除せられたのであるが、免稅點を一万円に引上げた關係上、この制度を其の儘存置する意義が存しなくなつたので廢止することにしたのである。

改正の第三点は所謂足切控除を認めたことである。即ち免稅點は一万円に引上げられたるも、稅率は現行通り三千円より適用されるのでこの制度を認めないと總所得金額が一万円を越ゆる者の稅引所得が一万円以下となる場合を生じ免稅點以下の所得者と權衡がとれないことになるので、この不合理を緩和する爲、所定の稅率を乗じて算出したる稅額が、總所得金額より一万円を控除したる金額を超過するときは、其の超過額を、算出稅額より控除することにしたのである。換言すれば、稅引所得額が一万円を下ることのないやう考慮されて居るのである。この足切控除の限度は一万一三四六円であつて、この金額以下のものはこの規定の適用を受けることになる。

総合所得の免税点が一万円に引上げられた結果として総所得一万円を越えるときに、その税負担のため、税引の手取額が一万円以下となり、免税点以下の者との間に不均衡を来す場合が起り得る。そこでこの不合理を是正して、少額所得者の負担を緩和するため、総所得金額に適用をして算出した金額が、総所得金額より一万円を引いた金額を超過するときは、その超過額を算出、税額より控除した残額を徴収すべき税額とする。即ち所謂足切り計算である。この方法を行へば、所得額より税額を納めた残りの手取額は、一万円を下ることがないことになる。この足切り計算の例を示すと、次の通りで、所得が一、三五〇円を超えれば、もはや足切り計算の適用が不要となる。

〔税額の足切り計算〕

足切り計算一覽表

総所得金額（円）	算出税額（円）	切捨額（円）	徴収税額（円）	税引手取額（円）
<div style="text-align: center;"> ----- 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 三三三二〇九八七六五四三二一〇 五四〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 </div>	<div style="text-align: center;"> ----- 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 三三三三二二二二〇〇〇〇 四四三一七四二〇八六三一九七五 七四六四〇八六四二〇八六四二〇 </div>	<div style="text-align: center;"> 一、 〇 一 二三四五五六七八八九〇 四三一七四二〇八六三一九七五 八六四〇八六四二〇八六四二〇 </div>	<div style="text-align: center;"> ----- 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 三三三二〇九八七六五四三二一 四四〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 八〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 </div>	<div style="text-align: center;"> ----- 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 </div>

*以上、能勢稿四五・四六頁及び『財政』昭和21年5月号前尾稿二九、三〇頁を参考とした。編者

改正の第四点は看做配当に対する特別控除の改正である。看做配当即ち所得税法第八条の規定に依り配当と看做されるものに付ては、前年三月一日より其の年二月迄の収入金額の十分の五に相当する金額より千五百円を控除したものを綜合課税することになつていたのであるが、此の特別控除額千五百円を五千円に引上げたのである。

營業稅

營業稅に付ては、法人の營業稅に付ては何等の改正もなく、個人の營業稅に付てのみ免税点の引上が行はれた。其の趣旨は所得稅に於けるものと全く同様であつて、新物価体系の設定、金融緊急措置の実施等に因る經濟情勢の変化に即応し、租稅負擔を適正ならしめんとしたものであつて、従來の免税点の四百円を甲種の事業所得に対する基礎控除と同様、これを三倍の千二百円に引上げたのである。

遊興飲食稅

遊興飲食稅に付ては、租稅負擔の輕減を図り、且つ課稅に關する官民相互の手續を簡素化する等の為稅率を引下ぐると共に免税点の引上げを行つたものである。

一 稅率の改正のみを行つたもの

芸妓の花代、其の花代、芸妓の花代又は其の花代を伴ふ遊興飲食又は宿泊（和式旅館に於ける宿泊に付ては飲食を含む）の料金及カフェー、バー等の料理店に於ける遊興飲食の料金は従來免税点を設けなかつたのであるが、今回の改正に於ても、其の消費の性質上免税点を設けるの要なきものと認め、唯稅率のみを改正することとした。

即ち芸妓の花代に対しては、料金の一〇〇分の三〇〇を一〇〇分の一五〇とし、其の花代以下のものに対して

は何れも料金の一〇〇分の八〇としたのである。此の改正に於ては其の他の花代を伴ふ遊興飲食又は宿泊の料金が、花代と同様に一〇〇分の八〇の税率の適用を受けるので、課税に関する手数が相当簡略化されたことと思はれる。

二 税率及免税点の改正を行ったもの

(イ) 普通の遊興飲食の料金 遊興飲食税法第二条第一項第五号に規定せられている遊興飲食の料金に対する税率を料金の一〇〇分の五〇の一本建とし、且つ此の料金の免税点を一人一回一円五〇銭から一〇円に引上げることとした。之は現在の経済事情を考慮し、大衆的消費に対する負担の軽減を図る従来の方針に基き、従前非課税の範囲内に在つたものは今回も非課税とすることとし、物価昂騰等の事情を勘案し此の程度の引上を適當と認めたのである。

此の種の遊興飲食に付ては、従前は其の料金が二円五〇銭未満、五円未満及一〇円以上の各料金区分毎に税率を異にしていたのであるが、今回料金の一〇〇分の五〇の一本建と為し、租税に関する官民相互の手数を簡略化し、且つ租税負担を軽減すべく改正せられた次第である。

(ロ) 洋式の旅館に於ける宿泊の料金 洋式の旅館に於ける宿泊の料金は、飲食の料金とは別個に計算して領収されているので今次の改正に於ても、宿泊料に対する課税に付き改正することとした。即ち花代を伴ふ場合を除き、改正前は一人一泊の宿泊料の免税点は三円であつたのであるが、之を一・二円とした。此の免税点の引上も遊興飲食の料金に付ての免税点の引上と同様の趣旨に基くものである。

此の宿泊に対する税率は一人一泊に付料金の一〇〇分の四〇とし、従前の料金区分毎に依る三階級の税率を統合し、且つ引下げて負担の軽減と手数の簡略化を図つてゐる。

(ハ) 和式の旅館に於ける宿泊の料金 和式の旅館（税法に所謂洋式の旅館以外の旅館）に於ける宿泊の料金に付

ては、従前通り普通宿泊料に対し課税することとし、花代を伴ふ場合を除き免税点を引上げ、税率を統合すると共に料金の一〇〇分の四〇に引下げを行つた。但し花代を伴ふ場合に於ても前記一に述ぶる様に税率のみを料金の一〇〇分の八〇に引下げられている。茲に謂ふ普通宿泊料とは遊興飲食税法施行規則第三条ノ三に規定されている通り「当該室ニ付定マリタル朝、夕二食附一人一泊ノ料金」を指称し、現在実施されている公定宿泊料金又は協定宿泊料金が之に該当するものとなつてゐる。

尚普通宿泊料が二〇円未満の場合には非課税と定められたが、此の免税点の引上は、普通の遊興飲食の料金の免税点一〇円との権衡を考慮し、大衆的消費の負担軽減を図る為に、此の程度の引上を相当と認められたからである。然し乍ら和式の旅館に於ける宿泊料は、洋式の旅館に於ける宿泊料と異り、予め普通宿泊料として定められているのであるから、宿泊者が特に注文して飲食を為した場合等には、其の飲食は普通料理店に於ける遊興飲食との権衡上一応の考慮を要するものと認められるので、一泊に付支払ふべき宿泊の料金が、当該室の普通宿泊料を超える場合は、其の超える金額に対しては一般税率（料金の一〇〇分の四〇）の上に一〇〇分の一〇を加算したる税率を適用し課税することは従来通りである。

入場税及特別入場税

今次の改正に於ては、入場税及特別入場税は、其の消費部面に於ては特に大衆的なものが多いので、租税負担の軽減を図る為に、入場税に付ては、税率の引下、税率適用区分の改正及免税点の引上を、特別入場税に付ては税率適用区分の改正及免税点の引上が行はれた。

一 入場税

第一種の場所即ち演劇場、映画館、演芸場、観物場、博覧会場、展覽会場、遊園地及鍛練馬場等の場所への入場料に課する入場税に付ては現在の経済情勢の下に於て、尚且戦時中の税率及免税点等を維持することは不適當であると認められるので、免税点の引上及び税率の引下を行ふと共に其の適用区分を改正し以て消費者の負担の軽減を図ることとしたのである。即ち従来の免税点一九銭を五〇銭に引上げ、従前に於て非課税となつていた程度の料金は、物価の昂騰している現在に於ても依然非課税の範囲内に在る様にし、且「一円未満」と「一円以上」の二階級となつていた税率適用区分を「三元五〇銭未満」、「三元五〇銭以上」に改め、税率を是亦新価格体系下に於ける大衆消費者の負担の過重を避ける為に、三元五〇銭未満の入場料に対しては入場料の一〇〇分の五〇に、三元五〇銭以上のものに対しては入場料の一〇〇分の一〇〇に改めたのである。

同数、定期又は貸切契約に依るものに付ては、其の料金の性質上強いて免税点を設くるの必要はないものと認められるので、従前通りとして、唯税率のみを入場料の一〇〇分の一〇〇に引下げたのである。

次に第二種の場所即ち撞球場、スケート場、貸船場、射的場、弓場、ベビー撞球場、ローラースケート場等の場所、麻雀場及ゴルフ場に於ける入場料に対する課税は夫々税率を異にしていたものであるが、元来都市に集中していた麻雀場は、戦時中の災害其の他の事由に因り著しく減少し、又ゴルフ場も其の數極めて少き現狀に顧み此の際強いて税率を異にする必要はなきものと認め、此等の場所は総て同一の税率を適用することとした。又第一種の場所への入場料に対する税率引下げとの権衡上、此等第二種の場所に於ける入場料に対する税率を引下げ、入場料の一〇〇分の一〇〇としたのである。

二 特別入場税

先づ税率適用区分の改正であるが、特別入場税は、其の性質に顧み戦時中と雖も税率は極めて低率であつた為入場者の負担は必ずしも重いと謂ひ得なかつたのであるが、税率適用区分毎の料金は従来「一元未満」、「一元以上」と二階級に区分されてあつたので、是も亦入場税と同様の理由の下に、「三元五〇銭未満」、「三元五〇銭以上」とに改正されることになつたのである。

次に免税点の引上であるが、特別の入場税の免税点は従来一九銭を入場税と同様に五〇銭に引上げた。回数、定期又は貸切にて入場の契約を爲した場合免税点のないのは、入場税と同様である。

特別行為税

特別行為税に付ても遊興飲食税、入場税の改正に対応し、従来のもに依り課税外に置かれた程度のもに付ては、新価格体系の下、課税外に置く程度に免税点を引上げたのである。即ち写真の撮影に付ては従来一組の料金が二円に満たざるものが非課税となつていたのであるが、今回此の免税点を引上げ、一組の料金が一五円に満たざるものを非課税とした。此の改正に依り入学、就職等の場合に広く利用せられる名刺手札等小形判のものに付ては大部分非課税となるのである。

調髪及び整容に付ては従来一回の料金が八〇銭に満たざるものを課税外に置いていたのであるが、これを一回の料金が三元五〇銭に満たざるものは総て非課税とした。又織物及び被服類の染色に付ては、従来新品染、更正染の区分を廃止し一様に一件三〇〇円に満たざるものを非課税とした。この改正に依つて銘仙類等の実用向のものは大部分課税外に置かれることになるのである。

右の外、後述の物品税の免税点引上等の改正と同時に、特別行為税法施行規則第四条を改正し、洋服等の仕立に対

する免税点を大体六倍程度引上げ、国民服乙号、学生服等の仕立の大部分を課税外に置くこととした。

物 品 税

物品税に付ては国民生活に特に必要と認められる物品に対する課税最低限の引上と、これに伴ひ高級品課税の限度価格の引上を行ふと共に、ラヂオ聴取機の非課税範囲の改正及施行規則第二条ノ二を削り、織物類の内、大蔵大臣の指定する着尺地、裏地及夜具地にして一反の価格一五円未満のものに対する低率課税の廃止が行はれた。

一 小売課税物品の改正

第一種の物品（小売課税）中、甲類及乙類物品は、国民生活上必要緊切とは認め難いもので、課税最低限を設けずにあるが、甲類物品の羽毛のみに付課税最低限があるので其の引上を行つた。丙類及び丁類物品は国民の日常生活との關係特に深いので今般商工省で生活必需品に限界価格を設定されたのと相俟つて其の価格に適応した課税最低限を設けたのである。

次に主たる物品の課税最低限の引上に付述べれば先づ、帽子であるが、従来国民学校児童用学帽三円、其の他の帽子二円の区分を廃止し、共に五〇円とした。又洋傘の五円を五〇円に引上げたのである。家具類に付ては衣裳箱第三〇円を四〇〇円に、机、卓子（改正前十円）、鏡台、火鉢等（改正前三円）を二〇〇円に、盆類、茶櫃、灰取等の三円を四〇円に引上げ、之と共に浴槽用釜、鏡台、火鉢、張板、炬燵檜、盆類及茶櫃等従来課税最低限が三円の均一であつたものを、夫々実状に適応する様に改正せられた。

織物類に付ては着尺地、夜具地等一反一二円を八〇円に、着物類の袷、綿入等二〇円を一一〇円に、男子用三つ揃洋服五〇円を三〇〇円に、蚊張二〇円を二〇〇円に、蒲団二〇円を一八〇円に引上げると共に従来課税最低限の

無かつた手柄、ネクタイ、座蒲団等に新たに課税最低限を設けた。尚、国民外套と其の他の外套と従来課税最低限を区分していたのであるが、同一の課税最低限に統合する等租税の面から国民負担の適正を図つた。靴に付ても同様一二円の課税最低限を一〇〇円と改正されたのである。

二 製造課税物品の改正

第二種の物品（製造場移工課税）に付ては、原則として課税最低限を設けず、日常生活に關伊の深い物品に課税最低限が設けてあつて、其の物品に付ては第一種の物品と同様の趣旨で課税最低限の引上を行つたのである。而して其の内主けるものを述べれば鞆、トランク類の二円を八〇円に、行李四円を一五〇円に、漆器、陶磁器及硝子製器具の茶器、食器等食卓用品に付ては、陶磁器及硝子製器具の五〇銭及漆器の六〇銭の課税最低限の区分があつたが、統合して七円に、弁当箱、湯沸土瓶、重箱等食卓用品以外の物品の課税最低限一円五〇銭を一五円に、緑茶に付ては一貫目七円を四〇円に、敷物類の莫座一坪五円を四〇円に引上げられた。紙に付ては従来塵紙以外の紙は手漉のもの一封度四〇銭、機械漉のもの一封度一三銭と区分していたのであるが、課税最低限の改正で強いて区別するの必要も認められないので統合して一封度一円二〇銭に、塵紙は手漉、機械漉共に一封度四〇銭を三円に引上げられたのである。

三 高級品課税の改正

前述の如く普通税率に依るものの課税最低限の改正に伴つて高級品に対する特別税率を適用する物品に付権衡を考慮し限度価格の引上が行はれた。其の主なるものは、第一種物品の書画及骨董二〇〇円を八〇〇円に、家具類の小箆筒、座机、茶箆筒、盆類、鏡台類等の八〇円を五〇〇円に、衣裳箆筒、事務用机、書類戸棚等所謂大物類の一

五〇円を八百円に、織物類の洋服及国民服（一組のものに限る）、外套、トンビみ一一〇円を六〇〇円に、着尺地、着物等洋服、国民服、外套、トンビ以外のもの五〇〇円を四〇〇円に、蒲団六〇円を五〇〇円に、第二種物品の飾物、玩具、漆器、陶磁器、硝子製器具の五〇円を二〇〇円に改正せられたのである。

四 ラヂオ聴取機の非課税範囲の改正

課税最低限の引上に関連し大蔵大臣の指定する非課税ラヂオ聴取機の範囲を拡張すると共に、課税最低限を二六円より三五〇円に引上げられ、之に伴ひ昭和一五年大蔵省告示第八十九号（非課税ラヂオ聴取機の指定に関するもの）を改正したのである。

五 特定の織物に対する低率課税制度の廃止

第一種物品織物、メリヤス、レース、フェルト及同製品竝に織物中大蔵大臣の指定する着尺地、裏地及夜具地にして一反一五円未満のものに付ては、一般大衆用のものとして特に低率なる一〇〇分の二〇の税率に依り課税して居つたのであるが、今回着尺地、夜具地類の課税最低限を一反八〇円に引上げた結果本規定を存置するの必要が認められなくなつたので、施行規則第二条ノ二を削除すると共に規定に基く昭和一九年二月大蔵省告示第四九号「物品税法施行規則第二条ノ二ノ規定ニ依ル着尺地、裏地及夜具地指定ノ件」は三月三日大蔵省告示第五六号を以て廃止したのである。尚物品税に関する改正規定は他の改正規定とは別に本年三月三日勅令第一一九号を以て公布せられ、即日施行せられたのである。

* 出典・自治研究第二二巻第三号（昭和二十一年三月一〇日）二一一九頁

六 昭和二十一年三月中の税法等改正

二月二十八日 大蔵部内臨時職員設置制中改正等の件（勅令一一四号・官報三月一日）第一条中、第三条において、臨時財政経済処理ニ関スル事務ニ従事セシムル為稅務署ニ左ノ職員ヲ増置ス

屬 專任六千六百四十一人

三月 三日 物価統制令（ポ勅一一八号官報号外） 価格差益の納付と税法との関係、同令二二条。

物品税法施行規則中改正等ノ件（勅令一一九号官報号外）

物品税法施行規則第二条ノ二ノ規定ニヨル着尺地、裏示及夜具地指定ノ件告示廢止大蔵省告示五六号

八日 所得税法中改正等ノ件（ポ勅一二八号官報三月九日）

所得税法施行規則中改正ノ件（勅令一二九号官報九号）

一三日 所得税法施行規則中改正ノ件（勅令一三八号官報三月一四日）

一四日 国有財産法中改正等ノ件（ポ勅一四二号官報同日）「大東亞戦争」を「今次ノ戦争」に改めること。

昭和十六年大蔵省令第三十九号外三大蔵省令中改正ノ件（大蔵省令三三三号「法令中、『大東亞戦争』

を『今次ノ戦争』に改む」

臨時租稅措置法中一部改正

あとがき

一九四五（昭和二〇）年二月一日、第八九回帝國議會は、同年二月一七日、婦人の参政権を盛りこんだ新選挙法を成立させた後、新議會を構成するため、衆議院は解散された。

翌四六（昭和二一）年は、天皇の人間宣言によって幕あけとなったが、GHQの好ましからざる人物の公職からの追放に関する指令によって、政局は俄かに不安定となり、新議會の成立、選挙の実施についても皆目見当がたたなくなつた。しかし、政局の推移は、GHQの指令の実施をせまられ、ポツダム緊急勅令によって推進されざるをえず、また、場合によっては、旧憲法八条一項による緊急勅令によって事態の打開が求められた。

本稿でみた四六年一月乃至三月はまさに、波瀾万丈の幕開けであつたといえよう。

緊急措置令による金融緊急措置、日本銀行券預入措置、臨時財産調査措置については、すべて他日に譲つた。

事態の進展という観点からするならば、本稿で扱うべきであるとは思ふが、何分にも、多くの問題点を含んでいるので、他稿で整理した方がよいと考えたからにはほかならない。

一九四五年一月二五日のGHQの戦時利得の没収の指令―財産税の創設が、次稿の中心課題となることを予定して、本稿をひとまずとじる。

法制資料編

朕昭和二十年勅令第五百四十二号「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル
ム 命令ニ関スル件ニ基ク宗教法人令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシ

御名御璽

昭和二十一年二月一日

内閣総理大臣兼

第一復員大臣 男爵 幣原喜重郎

第二復員大臣

内務大臣 三土 忠造

司法大臣 岩田 宙造

大蔵大臣 子爵 渋沢 敬三

文部大臣 安部 能成

勅令第七十号 (官報二月二日)

宗教法人令中左ノ通改正ス

第一条第一項中「竝ニ」ノ下ニ「神社（神宮ヲ含ム以下同ジ）」ヲ、同条第二項中「宗派、教団、」ノ下ニ「神社、」ヲ、「竝ニ」ノ下ニ「神社、」ヲ加フ

第二条第二項第六号中「所屬」ノ下ニ「神社、」ヲ加フ

第三条第一項及第三項中「寺院」ヲ「神社、寺院」ニ、同条第二項第四号中「檀徒」ヲ「氏子、崇敬者、檀徒」ニ改ム

第四条第一項中「所在地ニ於テ、」ノ下ニ「神社、」ヲ加フ

第六条中「寺院」ヲ「神社、寺院」ニ、「檀徒」ヲ「氏子、崇敬者、檀徒」ニ改ム

第七条第一項中「文部大臣ニ、」ノ下ニ「神社、」ヲ加フ

第九条中「寺院」ヲ「神社、寺院」ニ、「檀徒」ヲ「氏子、崇敬者、檀徒」ニ改ム

第十条中「寺院」ヲ「神社、寺院」ニ、「寺院教会財産登記簿」ヲ「神社寺院教会財産登記簿」ニ改ム

第十一条第一項及第三項中「寺院」ヲ「神社、寺院」ニ改ム

第十二条第二項中「寺院」ヲ「神社、寺院」ニ改ム

第十三条第一項中「寺院」ヲ「神社、寺院」ニ、同項第一号中「堂宇」ヲ「社殿、堂宇」ニ改ム

第十五条中「寺院教会財産登記簿」ヲ「神社寺院教会財産登記簿」ニ改ム

第十六条第二項中「寺院」ヲ「神社及寺院」ニ、「境内地及」ヲ「境内地竝ニ」ニ改ム

第十七条中「規定ハ」ノ下に「神社、」を加フ

附則

①本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

②神宮、本令施行ノ際現ニ地方長官ノ保管ニ係ル神社明細帳ニ記載セラレタル神社及別格官幣社靖国神社ハ之ヲ宗教法人令（以下単ニ令ト称ス）ニ依ル法人（以下宗教法人ト称ス）ト看做ス

③前項ニ掲グル宗教法人ハ令第三条ノ例ニ準ジ其ノ規則ヲ作り之ヲ主管者ノ氏名及住所ト共ニ本令施行ノ日ヨリ六月内ニ地方長官ニ届出ツベシ

④前項ノ規定ニ依ル届出ヲ為サザルトキハ当該宗教法人ハ同項ノ期間満了ノ時ニ於テ解散シタルモノト看做ス

⑤地方長官第三項ノ規定ニ依ル届出ヲ受理シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ登記所ニ登記ノ囑託ヲ為スベシ

⑥本令施行ノ際現ニ大宮司、宮司、社司及府県社以下神社職制第二条ノ神社ノ社掌（社掌二人以上ヲ置カレタル神社ニ在リテハ上席社掌）ノ職ニ在ル者（其ノ者ガ缺ケタルトキ又ハ事故アルトキハ本令施行ノ際現ニ之ヲ代理スベキ職ニ在ル者）竝ニ氏子総代タル者及崇敬者総代タル者（氏子総代及崇敬者総代ヲ置カザル宗教法人ニ在リテハ氏子又ハ崇敬者ノ中ヨリ命令ノ定ムル所ニ依リ選出セラレタル者）ハ第三項ノ規則ニ依ル主管者又ハ総代が置カルルニ至ル迄之ヲ各当該宗教法人ノ代務者及総代タルモノト看做ス

⑦第三項ノ規則ニハ前項ニ掲グル代務者及総代之ニ署名スベシ

朕昭和二十年勅令第五百四十二号「ポツダム」宣言ノ受諾ニ從ヒ発スル命令ニ関スル件ニ基
ク明治三十九年法律第二十四号官国幣社経費ニ関スル法律廃止ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セ
シム

御名御璽

昭和二十一年二月一日

内閣総理大臣兼

第一復員大臣 男爵 幣原喜重郎

第二復員大臣

内務大臣 三土 忠造

司法大臣 岩田 宙造

外務大臣 吉田 茂

大藏大臣 子爵 渋沢 敬三

勅令第七十一号（官報二月二日）

第一条 左ニ掲グル法令ハ之ヲ廃止ス

明治三十九年法律第二十四号

明治四十一年法律第二十三号

明治四年太政官布告第二百三十四号

明治四年太政官布告第二百三十五号

府県社以下神社職制

神宮司庁官制

官国幣社職制

官国幣社及神宮神部署神職任用令

神宮神部署官制

神宮神職服制

神宮伶人服制

神宮司庁職員官等俸給令

神宮衛士長衛士副長及衛士服制

朝鮮神宮職員令

神宮森林監守服制

明治神宮外苑管理職員制

官幣大社熱田神宮衛士長及衛士服制

神宮司庁及神宮神部署職員待遇官等等級令

官国幣社職員待遇官等等級令

關東神宮職員令

明治三十五年勅令第三十一号

明治四十一年勅令第百七十七号

明治四十二年勅令第二百十号

大正四年勅令第十三号

昭和七年勅令第三百十三号

昭和十八年勅令第七百六十九号

第二条 土地収用法中左ノ通改正ス

第二条第二号中「神社若ハ」ヲ削ル

第三条 国有財産法中左ノ通改正ス

第二条第二号中「神社ノ用又ハ」ヲ削リ「若ハ」ヲ「又ハ」ニ改ム

第二十四条中「寺院」ヲ「神社、寺院」ニ改ム

第四条 東京都制中左ノ通改正ス

第一百十五条 削除

第五条 府県制中左ノ通改正ス

第一百条ノ二ヲ削ル

第六条 市制中左ノ通改正ス

第百十四条ノ三ヲ削ル

第七条 町村制中左ノ通改正ス

第九十四条ノ三ヲ削ル

第八条 所得税法中左ノ通改正ス

第四条中「、神社」ヲ削ル

第九条 法人税法中左ノ通改正ス

第十一条中「、神社」ヲ削ル

第十条 臨時利得税法中左ノ通改正ス

第十二条中「法律」ヲ「法令」ニ改ム

第十一条 配当利子特別税法中左ノ通改正ス

第四条第一号中「法律」ヲ「法令」ニ改ム

第十二条 外貨債特別税法中左ノ通改正ス

第四条第一号中「法律」ヲ「法令」ニ改ム

第十三条 有価証券移転税法中左ノ通改正ス

第八条中「法律」ヲ「法令」ニ改ム

第十四条 地租法中左ノ通改正ス

第二条第三号ヲ左ノ如ク改ム

三 削除

第六条第二項中「第三号」ヲ「第四号」ニ改ム

第十五条 家屋税法中左ノ通改正ス

第三条第一号中「神社」ヲ「法人タル神社」ニ改ム

第十六条 電気瓦斯税法中左ノ通改正ス

第四条第二号中「神社及」ヲ削ル

第十七条 登録税法中左ノ通改正ス

第二条第一項第二号及第三条ノ二中「神社、」ヲ削ル

第十九条第二号ヲ左ノ如ク改ム

二 削除

同条第二号ノ二中「法人タル寺院ノ境内地」ヲ「法人タル神社若ハ法人タル寺院ノ境内地」ニ改メ「又ハ」ノ下ニ

「法人タル神社、」ヲ加フ

第十八条 広告税法中左ノ通改正ス

第四条第二号中「神社及」ヲ削ル

第十九条 地方税法中左ノ通改正ス

第十二条第一項第一号中「神社」ヲ「法人タル神社」ニ改ム

第二十条 関稅定率法中左ノ通改正ス

第七條第十一号ノ二中「社寺、教會」ヲ「法人タル神社、寺院若ハ教會」ニ改ム

第二十一條 国有財産法施行令中左ノ通改正ス

第二十八條中「收益ニ付テハ」ノ下ニ「神社、」ヲ加フ

第二十九條中「寺院」ヲ「神社、寺院」ニ改ム

第二十二條 登録稅法施行規則中左ノ通改正ス

第五條ノ七中「法人タル寺院又ハ法人タル教會」ヲ「法人タル神社、法人タル寺院又ハ法人タル教會」ニ、「法人タル寺院ノ境内地」ヲ「法人タル神社若ハ法人タル寺院ノ境内地」ニ、「本堂」ヲ「本殿、拜殿、社務所、本堂」

ニ、「儀式ノ執行」ヲ「祭祀若ハ儀式ノ執行」ニ、「宗教上ノ儀式又ハ」ヲ「祭祀又ハ宗教上ノ儀式若ハ」ニ改ム

第二十三條 物品稅法施行規則中左ノ通改正ス

第二十六條第三号中「神社」ヲ「法人タル神社」ニ改ム

第二十四條 特別行為稅法施行規則中央ノ通改正ス

第八條第二号中「神社」ヲ「法人タル神社」ニ改ム

第二十五條 昭和十八年勅令第五百三十二号中左ノ通改正ス

第一項ヲ削ル

附 則

①本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

②従前神社ニ附シタル社格ハ之ヲ廃止ス昭和二十一年勅令第七十号附則第二項ニ掲グル宗教法人ノ所有スル宝物ニ付明治四十一年法律第二十三号ニ基キ登録ヲ為シタル事項ハ本令施行ノ日ニ於テ宗教法人令ニ基キ登記ヲ為シタルモノト看做シ宝物登録台帳ハ之ヲ同令ニ依ル神社寺院教会財産登記簿ト看做ス

③昭和二十一年勅令第七十号附則第二項ニ掲グル宗教法人ノ所有スル遺物及其ノ敷地ニシテ公衆礼拝ノ用ニ供スルモノニ付明治四十一年法律第二十三号ニ基キ登録ヲ為シタルトキハ本令施行ノ日ヨリ一年間ニ限り本令施行ノ日ニ於テ宗教法人令ニ基ク登記ヲ為シタルモノト看做ス

④宗教法人令第十五号ニ掲グル財産ニシテ明治四十一年法律第二十三号ニ基キ登録ヲ為シタルモノニ関スル同条ノ規定ノ適用ニ付テハ同条中其ノ登記後トアルハ同法ニ依ル登録後トス

⑤本令施行ノ際現ニ国ニ於テ神社ノ用ニ供シ又ハ供スルモノト決定シタル公用財産ハ之ヲ従前ヨリ引続キ神社ノ用ニ供スル新種財産ト看做ス

⑥本令施行ノ際現ニ地租法第二条第三号ノ規定ニ依リ地租ヲ課セラレザル府県社地、郷村社地又ハ護国神社ハ之ヲ宗教法人令第十六条第三項ノ規定ニ依リ地租ヲ免除セラレタル境内地ト看做ス

昭和二十年大蔵省令第九号中改正（大蔵省令第八号〔二月二日〕）

第三条第二項中「寺院ノ境内地」ヲ「神社若ハ寺院ノ境内地」ニ、「本堂」ヲ「本殿、拝殿、社務所、本堂」ニ、「寺院又ハ教会」ヲ「神社、寺院又ハ教会」ニ、「儀式ノ執行」ヲ「祭祀若ハ儀式ノ執行」ニ、「宗教上ノ儀式又ハ」ヲ「祭祀又ハ宗教上ノ儀式若ハ」ニ改ム

第四条中「寺院」ヲ「神社・寺院」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日〔昭二一・二・二〕ヨリ之ヲ施行ス

労働組合法施行規日ノ件（勅令第百七号〔二月二六日・官報二七目〕）

労働組合法ハ昭和二十年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

労働組合法施行令（勅令第百八号〔二月二六日・官報二月七日〕）

第三十一条 法人タル労働組合ノ所得ニシテ収益ヲ目的トスル事業ヨリ生ジタルモノ以外ノモノニ付テハ法第十八条ノ規定ニ依リ所得税及法人税ヲ課セズ

②法人タル労働組合ハ法人税法第十八条ノ申告書ヲ提出スル場合ニ於テハ収益ヲ目的トスル事業ヨリ生ジタル所得ト其ノ他ノ所得トヲ區別シタル計算書ヲ添スベシ

附則

本令ハ労働組合法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

物品税法施行規則中改正等ノ件（昭和二一・三・三 勅令第百十九号〔官報号外〕）

第一条 物品税法施行規則中左ノ通改正ス

第二条第一号中「二百円」ヲ「八百円」ニ、同条第二号中「五十円」ヲ「二百円」ニ、同条第三号中「百円」ヲ「四百円」ニ、同条第四号及第五号中「五十円」ヲ「二百円」ニ、同条第六号中「八十円」ヲ「五百円」ニ、「百五十円」ヲ「八百円」ニ、同条第七号中「百十円」ヲ「六百円」ニ、「五十円」ヲ「四百円」ニ、「六十円」ヲ「五百円」ニ、同条第八号及第九号中「五十円」ヲ「二百

円」ニ改ム

第二条ノ二ヲ削ル

別表第一種甲類第七号中「一円」ヲ「五円」ニ改ム

同種丙類及丁類ヲ左ノ如ク改ム

丙類

二十二 帽子、杖、鞭及傘

イ 帽子但シ鉾山作業帽子ヲ除ク

ロ 杖及鞭

ハ 洋傘(ビーチパラソルヲ含ム)

ニ 其ノ他ノ傘

二十三 履物

二十四 家具

イ 幅又ハ高サ九十五種以上ノ箆笥

ロ 浴槽及浴槽用釜

ハ イニ掲グルモノ以外ノ箆笥、机及卓子類、棚類、箱類、寝台、鏡及鏡台類、椅子及腰掛

類(座椅子ヲ含ム)、火鉢、台類、屏風、衝立、几帳、衣桁、帽子掛、傘立、仕立板、流シ

竝ニ蠅帳

ニ 張板及炬燵檯

ホ 盆類、衣裳籃、脇息、手拭掛、茶櫃、炭取及靴洗滌器

二十五 織物、メリヤス、レース、フェルト及同製品竝ニ組物

イ 織物但シ帯地及敷物地ヲ除ク

(一) 着尺地、羽尺地、裏地、襦袢地、袴地及夜具地類

一個	五十円
一個	五十円
一個	三十五円
一足	二十円
一個又ハ一組	四百円
一個	三百円
一個又ハ一組	二百円
一個	六十円
一個又ハ一組	四十円
一反	八十円

- (一) 座蒲団地
- (二) 羽裏地、和服用コート裏地、裾廻地及袖地
羽裏地及和服用コート裏地
其ノ他
- (三) 其ノ他
- (四) 幅四十六糎未満ノモノ
幅四十六糎以上百三十糎未満ノモノ
幅百三十糎以上ノモノ
- ロ メリヤス、レース及フェルトニシテ布帛状ノモノ但シ敷物地ヲ除ク
ハ 織物、メリヤス、レース及フェルトノ製品並ニ組物
(一) 着物、羽織、襦袢及之ニ類スルモノ単衣
其ノ他
- (二) 袴
- (三) 帯(帯地ヲ含ム)
- (四) 洋服及国民服
男子用ノモノ
一組ノモノ(三ツ揃ノモノ但シ国民服ニ付テハ上衣及袴ヨリ成ルモノ)
上衣
チヨッキ及国民服ノ中衣
ズボン及国民服ノ袴
女子用ノモノ
一組ノモノ又ハ上下連続シタルモノ

五帖分	六十五円
一枚	四十五円
一枚又ハ一組	三十五円
一米	十円
一米	二十円
一米	六十円
一平方米	十五円
一個	九十円
一個	百二十円
一個	九十円
一個	八十円
一組	三百円
一個	百五十円
一個	五十円
一個	百円
一組又ハ一個	百八十円

上衣

スカート（ズボンヲ含ム）

(四) 外套、和服用コート、トンビ、ケープ及之ニ類スルモノ

男子用ノモノ

女子用ノモノ

(六) 其ノ他ノ被服類

文化コート及ジャンパー（ジャンパースカートを除ク）

袖無、羽織下及之ニ類スルモノ

シャツ、ズボン下、スウエーター、運動用ノ上衣又ハパンツ、ボレロ、パジャマ、

ロープ、ガウン、下着、肌着、裾除及之ニ類スルモノ

(七) 服飾附属品

襟巻

帶揚、扱帯、伊達巻、伊達締、帯締及腰紐

半襟

手柄

ネクタイ

手袋

婦人用長靴下

其ノ他ノ靴下、足袋（地下足袋ヲ除ク）及之ニ類スルモノ

ネックチーフ

手拭及タオル

手巾

一個	一個	一個	一個	一個	一個	一個	一個	一個	一個	一個	一個	一個	一個	一個	一個	一個	一個	一個	一個
百円	八十円	三百円	百八十円	八十五円	五十五円	三十五円	二十円	十円	十円	十円	五円	十五円	十円	三十円	十円	十五円	十円	五円	五円

(八) 毛布、膝掛、蚊帳及蒲団類

毛布及膝掛

蚊帳

蒲団類

蒲団カバー及敷布

蒲団側

蒲団袋

蒲団(鶏ノミノ羽毛ヲ用ヒタルモノ及羽毛ヲ用ヒタルモノニシテ大蔵大臣ノ指定

スルモノヲ含ム)

枕

座蒲団(鶏ノミノ羽毛ヲ用ヒタルモノ、座蒲団側及座蒲団カバーヲ含ム)クッシ

ョン(クッション側及クッションカバーヲ含ム)対フットスツール

(九) 風呂敷

(十) 窓掛、日除、間仕切布、卓子掛(センターピースヲ含ム)、ナブキン、皿敷、楽器覆

(楽器袋ヲ含ム)、鏡台掛、椅子掛(椅子カバーヲ含ム)、寝台掛、袱紗及油篋類

(十一) 敷物類(敷物地ヲ含ム)

(十二) 登山用又ハ海浜用ノテント、グラウンドシート及スリーピングバッグ

(十三) 化粧廻

(十四) 緞帳及之ニ類スルモノ

(十五) 旗(国旗ヲ除ク)及幟類

印章及印判類

果物

二十六
二十七

一枚 七十円

一個 二百円

一個 四十円

一個 八十五円

一個 五十円

一個 百八十円

一個 二十円

一個 三十円

一個 十五円

一個

一個

一個

一個

一個

一個

一個

一個

一個

一個

一個

一個

一個

イ メロン、パイヤ、鳳梨、茂木枇杷、レモン、ポンカン、タンカン、ネーブルオレンジ、バレシャオレンジ、福原オレンジ、グレープフルーツ、ネクタリン、桜桃、フームサ、甲州大巴旦杏、温室葡萄及苺

ロ 箱、籠其ノ他類似ノ容器ニ入レタルモノ但シ通常小売ニ用ヒザル容器ニ入レタルモノヲ除ク

丁類

二十八 靴

二十九 箱、樽其ノ他類似ノ容器（通常小売ニ用ヒザル容器ヲ除ク）ニ入レタル食品但シ蔬菜類、

果物類、肉類又ハ魚介藻類ノ漬物、煉製物、乾燥物、燻製物、焼物又ハ煮物ニ限ル

容器入一個	二十円
一足	百円

別表第二種乙類第二十八号中「二円」ヲ「八十円」ニ、「四円」ヲ「百五十円」ニ、同類第三十一号中「五十銭（漆器ニ付テハ一個ニ付六十銭）」ヲ「七円」ニ、「一円五十銭」ヲ「十五円」ニ、同類第三十三号中「五銭」ヲ「五十銭」ニ、同類第三十七号中「四十円」ヲ「三百円」ニ、「一円」ヲ「二十円」ニ、同種丙類第五十五号中「七円」ヲ「四十円」ニ、同種丁類第六十三号中「五円」ヲ「四十円」ニ、同類第六十四号中「手漉ノモノニ付テハ一封度四十銭其ノ他ノモノニ付テハ一封度十三銭（塵紙ニ付テハ一封度四十銭）」ヲ「一封度一円二十銭（塵紙ニ付テハ一封度三元）」ニ改ム

第二条 特別行為税法施行規則中左ノ通改正ス

第四条中「二十円」ヲ「百三十円」ニ、「十円」ヲ「六十五円」ニ、「三元」ヲ「二十円」ニ、「七円」ヲ「四十五円」ニ、「十五円」ヲ「百円」ニ、「五円」ヲ「三十五円」ニ、「十八円」ヲ「百二十円」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎大蔵省告示第五十六号

昭和十九年二月大蔵省告示第四十九号（物品税法施行規則第二条ノ二ノ規定ニ依ル着尺地、裏地及夜具地指定ノ件）ハ之ヲ廃止ス

昭和二十一年三月三日

大蔵大臣 子爵 渋沢 敬三

朕茲ニ緊急ノ必用アリト認メ枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝国憲法第八条第一項ニ依リ所得税法中改正等ノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

昭和二十一年三月八日

内閣総理大臣兼 第一復員大臣 第二復員大臣	男爵 幣原 喜重郎
内務大臣	三土 忠造
司法大臣	岩田 宙造
外務大臣	吉田 茂
国務大臣	松本 丞治
厚生大臣	芦田 均
大蔵大臣	子爵 渋沢 敬三
商工大臣	小笠原三九郎
国務大臣	小林 一三

文部大臣	安倍能成
農林大臣	副島千八
運輸大臣	村上義一
國務大臣	石黒武重
國務大臣	檜橋渡

勅令第百二十八号(官報三月九日)

第一条 所得税法中左ノ通改正ス

第十二条第一項第八号及第九号中「三千円」ヲ「五千円」ニ改ム

第十四条第一項中「百五十円」ヲ「三百円」ニ改ム

第十六条第一項中「六百円」ヲ「二千四百円」ニ改ム

第十七条中「四百円」ヲ「千二百円」ニ、「六百円」ヲ「二千四百円」ニ改ム

第十八条中「六百円」ヲ「千八百円」ニ改ム

第二十条第一項中「四百円」ヲ「千二百円」ニ改ム

第二十一条第一項第五中 「二千円以下ノ金額 百分ノ十八
 二千円ヲ超ユル金額 百分ノ二十三
 四千元ヲ超ユル金額 百分ノ二十八」 ヲ 「六千元以下ノ金額 百分ノ十八
 一万元ヲ超ユル金額 百分ノ二十一」 ニ、同条第二項中「六百

円」ヲ「千二百円」ニ、同条第六項中「千円」ヲ「二千円」ニ改ム

第二十四条第一項中「二十四円(扶養家族中子五人以上ナルトキ八年三十六円)」ヲ「七十二円」ニ改ム

第二十五条第一項中「二十四円(扶養家族中子五人以上ナルトキ八三十六円)」ヲ「七十二円」ニ改ム

第三十条第一項第五号中「千五百円」ヲ「五千円」ニ改ム

第三十一条 削除

第三十二條 總所得金額一萬元以下ナルトキハ綜合所得稅ヲ課セズ

戸主及其ノ同居家族ノ所得ハ之ヲ合算シ其ノ總額ニ付前項ノ規定ヲ適用ス戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ所得ニ付亦同ジ
第三十三條第二項中「適用シテ算出シタル金額ヲ各其ノ總所得金額ニ按分シテ各其ノ稅額ヲ定ム」ヲ「適用ス」ニ改メ同條ニ左ノ二項ヲ加フ

前二項ノ場合ニ於テ前二項ノ規定ニ依リ算出シタル金額ガ總所得金額(前項ノ場合ニ於テハ合算額)ヨリ一萬元ヲ控除シタル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ヲ前二項ノ規定ニ依リ算出シタル金額ヨリ控除シタルモノヲ以テ稅額トス

戸主及其ノ同居家族ノ稅額ハ前三項ノ規定ニ依リ算出シタル稅額ヲ各其ノ總所得金額ニ按分シテ各之ヲ定ム戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ稅額ニ付亦同ジ

第二條 營業稅法中左ノ通改正ス

第十三條中「四百円」ヲ「千二百円」ニ改ム

第三條 遊興飲食稅法中左ノ通改正ス

第二條第一項中「百分ノ三百」ヲ「百分ノ百五十」ニ、「百分ノ百二十」及「百分ノ百」ヲ「百分ノ八十」ニ改メ同項第五号乃至第七号ヲ左ノ如ク改ム

七号ヲ左ノ如ク改ム

五 前各号及第七号以外ノ遊興飲食ノ料金

料金ノ百分ノ五十

六 洋式ノ旅館ニ於ケル宿泊ノ料金但シ第三号ニ該當スル場合ヲ除ク 料金ノ百分ノ四十

七 洋式ノ旅館以外ノ旅館ニ於ケル宿泊ノ料金但シ第三号ニ該當スル場合ヲ除ク

料金ノ百分ノ四十

一人一泊ノ宿泊ノ料金中命令ヲ以テ定ムル一人一泊ノ料金(以下普通宿泊料ト称ス)ヲ超ユル金額ニ付テハ百分ノ十ヲ加算シタル稅率ニ依ル

第三條中「一円五十錢」ヲ「十円」ニ、「三元」ヲ「十二円」ニ、「四円五十錢」ヲ「二十円」ニ改ム

第四條 入場稅法中左ノ通改正ス

第三条第一項ヲ左ノ如ク改ム

入場税ノ税率左ノ如シ

第一種ノ場所

入場料ガ一人一回三円五十銭未満ノモノ

入場料ノ百分ノ五十

入場料ガ一人一回三円五十銭以上ノモノ

入場料ノ百分ノ百

回数、定期又ハ貸切ニテ入場ノ契約ヲ為シタルモノ

入場料ノ百分ノ百

第二種ノ場所

入場料ノ百分ノ百

第四条第一項中「十九銭」ヲ「五十銭」ニ改ム

第十条第一項中「一円」ヲ「三円五十銭」ニ改ム

第十一条第一項中「十九銭」ヲ「五十銭」ニ改ム

第五条 特別行為為税法中左ノ通改正ス

第四条中「二円」ヲ「十五円」ニ、「八十銭」ヲ「三円五十銭」ニ、「五円（梁替ニ付テ八十円）」ヲ「三十円」ニ改ム

附 則

①本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

②不動産所得、甲種及乙種ノ事業所得、乙種ノ勤勞所得、山林ノ所得、乙種ノ退職所得及個人ノ総所得ニ対スル所得税並ニ個人ノ營業税ニ付テハ昭和二十一年分ヨリ本令ヲ適用ス

所得税法施行規則中改正ノ件（昭和二・三・八 勅令第一二九号〔官報三月九日〕）

所得税法施行規則中左ノ通改正ス

第十三条第一項中「五十円」ヲ「二百円」ニ、「二十五円」ヲ「百円」ニ、「十七円」ヲ「六十七円」ニ、「十二円」ヲ「四十七円」ニ、「六百元」ヲ「二千四百円」ニ改ム

第十五条第一項中「六百元」ヲ「二千四百円」ニ改ム

第十八条中「四百円」ヲ「千二百円」ニ改ム

第二十四条第一項中「二元（扶養家族中子五人以上ナルトキハ三元）」ヲ「六円」ニ、「一元（同一円五十銭）」ヲ「三元」ニ、「六十七銭（同一円）」ヲ「二元」ニ、「四十七銭（同七十銭）」ヲ「一元四十銭」ニ、「二十四円（同三十六円）」ヲ「七十二円」ニ改ム

第二十六条第二項及第二十八条中「二十四円（扶養家族中子五人以上ナルトキハ三十六円）」ヲ「七十二円」ニ改ム
第四十六条中「第三十一条第二項、」ヲ削リ「第三十三条第二項」ヲ「第三十三条第二項乃至第四項」ニ改ム

附則

①本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

②不動産所得、甲種及乙種ノ事業所得、乙種ノ勤勞所得、山林ノ所得並ニ個人ノ總所得ニ対スル所得税ニ付テハ昭和二十一年分ヨリ本令ヲ適用ス

③昭和二十一年ニ限り改正後ノ所得税法施行規則第十五条第一項ノ規定中二千四百円トアルハ二千二百円トス

④昭和二十一年ニ限り改正後ノ所得税法施行規則第二十六条第二項ノ規定中七十二円トアルハ六十四円（扶養家族中子五人以上ナルトキハ六十六円）トス

所得税法施行規則中改正ノ件（昭和二一・三・一三 勅令第一三八号〔官報三月一四日〕）

所得税法施行規則中左ノ通改正ス

第二十一条ニ左ノ一号ヲ加フ

四 無尽会社

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎大蔵省令第三十三号 (昭和二一・三・一四)

昭和十六年大蔵省令第三十九号外三大蔵省令中改正ノ件

第一条 昭和十六年大蔵省令第三十九号中左ノ通改正ス

第一条中「大東亜戦争」ヲ削リ「必要アル場合ニ於テハ」ノ下ニ「当分ノ内」ヲ加フ

第二条 昭和十二年大蔵省令第四十一号、昭和十四年大蔵省令第二十号及戦時喪失貯蓄債券等臨時規則中左ノ通改正ス

「大東亜戦争」ヲ「今次ノ戦争」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎大蔵省令第三十四号 (昭和二一・三・一四)

臨時租税措置法施行規則中左ノ通改正

第一条ノ三十中「庶民金庫」ノ下ニ「及銀行」ヲ加フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二十年法律第四十四号国家総動員法及戦時緊急措置法廃止法律施行期日ノ件（勅令一八一・昭和二一・三・二九・官報三・三〇）
昭和二十年法律第四十四号ハ昭和二十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
参照 廃止法律は、前号六〇六頁 参照のこと。

昭和二十一年新価格設定に伴う緊急勅令による税法改正

（昭和二十一年三月八日勅令第一二八号
第九〇回帝国議会において事後承諾）

新価格設定に伴う税法改正に関する要綱

（昭二一・三・二発表）

(1) 所得税

A 分類所得税

- 一 基礎控除及び免税点は二倍乃至四倍程度引き上げ、勤労所得は現行の五〇円を二〇〇円に、不動産所得は現行の一五〇円を三〇〇円に、事業所得は甲、乙、丙共二倍乃至三倍程度とすること
- 二 扶養家族控除は三倍程度引き上げ、現行の一人につき月二円（扶養家族五人以上の場合月三円）を一律に

一人につき月六円とすること

B 総合所得税

現行の課税最低限三、〇〇〇円を一万円程度に引き上げること

(2) 営業税

分類所得税において事業所得の基礎控除額を引き上げたのに対応し、個人営業税の免税点を三倍程度引き上げ、現行の四〇〇円を一、二〇〇円程度とすること

(3) 遊興食飲税

一 課税最低限を四倍乃至六倍程度引き上げ、現行一円五〇銭を一〇円程度とすること

二 課税区分の段階を廃し一本建とすること

三 税率を相当程度引き下げること

(4) 入場税及び特別入場税

一 税率を適用する段階の金額を三倍程度引き上げること

二 税率を相当程度引き上げること

三 免税点を相当程度引き上げること

(5) 特別行為税

現行課税最低限を六倍程度引き上げ、理髪等については課税しないこととし、税率の引下を行うこと
 (註) 物品税については物品税法施行規則の改正により課税最低限の引上を行った。

緊急勅令事後承諾案に対する提案理由説明

(昭和二一・七・三・衆議院委員会)

(上塚政府委員)

(中略)
只今議題になりました金融緊急措置令外十一緊急勅令事後承諾案に付てその提案の理由を説明致します。

次に昭和二十一年勅令第一二八号(所得税法中改正等の件)に付きまして説明申し上げます。去る三月三日政府は終戦後における事態に対処して物価の安定を確保し、社会経済秩序の維持と国民生活の安定とを図る目的を以て物価統制令を実施したのであります。これに依りまして、この際新しい価格体系を設定し、賃金、給与及び各種物資の価格にわたり広く改訂を行うことになったのでありますが、当時施行されて居た租税制度中、特に基礎控除、免税点及び一部の税率等は従前の価格及び賃金等を基礎として定められて居りましたので、これをそのまま放置するならば、新物価体系の設定を見る暁におきましては、課税は重きに失し、国民負担は適正を欠くのみでなく、新物価体系の確立、食糧、通貨、金融等の諸政策の遂行に支障を来すものと認められたのであります。しかもその決定は急を要し、議会の開会を待つことが出来ない事情にありましたので、所得税、營業税、遊興飲食税、入場税、特別入場税及び特別行為税に付きまして、基礎控除額、免税点及び扶養家族控除額を引き上げ、又著しく高率に失する税率の引下を行いまして、負担の適正及び国民生活の安定に資することとし、憲法第八条第一項の規定に依りまして、本勅令の制定を見るに至ったのであります。先ず所得税に付きましては、その基礎控除額及び免税点を二倍乃至四倍程度に引

き上げ、例えば、甲種の勤労所得に対する基礎控除額六〇〇円を二、四〇〇円に、甲種及び乙種の事業所得に対する基礎控除額四〇〇円を一、二〇〇円に引き上げたのであります。又扶養家族控除額年額二四円を七二円に引き上げると共に総合所得税の課税最低限三、〇〇〇円を一万円に引き上げたのであります。次に営業税に付きましては、個人における免税点四〇〇円を一、二〇〇円に引き上げたのであります。次に遊興飲食税に付きましては、課税最低限を四倍乃至六倍程度引き上げると共に、税率を相当程度引き下げたのであります。次に入場税及び特別入場税に付きましては、税率区分の金額を三倍程度に引き上げると共に、税率を相当程度低くしたのであります。又特別行為税に付きましては免税点を六倍程度引き上げたのであります。以上の改正に依りまして、当時の状況の下におきましては、昭和二一年度において、所得税五千七百余万円、営業税七百余万円、遊興飲食税七千四百余万円、入場税及び特別入場税七千五百余万円、特別行為税四百余万円、合計二億千八百余万円の国庫収入の減少となる見込でありました。

(中略)

何御審議の上速かに御承諾あらんことを御願ひ致します。